

回 覧

令和2年7月31日

町 民 各 位

滑川町長 吉 田 昇
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関連した町の方針について（お知らせ）

日頃より、町民の皆様におかれましては新型コロナウイルス感染予防のため、新しい生活様式の取組にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、滑川町では、ここ数日町内において新型コロナウイルスへの感染が確認されております。この状況を踏まえ、町の新型コロナウイルス感染症対策会議を開き、町の方針を見直しましたのでお知らせいたします。

記

1. 公共施設の貸出について

公共施設の貸出につきましては、町内で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合、報告を受けた日の翌日から3日間すべての公共施設について貸出禁止としておりましたが、令和2年8月2日以降の貸出につきましては、新型コロナウイルスの感染者が確認され、保健所から施設の消毒等の指導があった場合のみ、当該施設の貸出を禁止いたします。

今後、公共施設を使用される場合には、引き続き新型コロナウイルス感染への対応を十分に取り使用をしてください。密閉空間、密集場所、密接場面の3密を避けて、活動や会議等を行ってください。

※貸出基準等の詳細は町ホームページをご覧ください。

2. イベント等の開催について

イベント等の開催につきましては、規模や内容を精査して、実施かどうかの判断をしてください。実施する場合につきましても、主催者及び参加者は感染症対策を徹底してください。

滑川町役場 総務政策課
電話：0493-56-2211（代表）

新型コロナウイルス感染症の 対策を徹底しましょう。

- ①施設利用者は、事前に検温等を行い、体調に問題が無いことを確認する。
- ②手洗い、うがい、アルコール消毒等を徹底し、感染防止に努める。
- ③施設利用中は、窓の開放等換気を徹底する。
- ④施設利用中、及び利用前後を含め、密集しての会話など、「密閉、密集、密接」の「3密」を防ぐことを徹底する。
- ⑤利用者、利用団体から感染者が発覚した場合は、発覚日から2週間、本人、濃厚接触者、当該団体の貸出、利用を禁止する。
- ⑥その他、詳細につきましては町ホームページをご覧いただくか、各施設の担当課・局に直接お問い合わせください。

新型コロナウイルスにうつらない、うつさないことを一人
一人が意識し、行動しましょう。